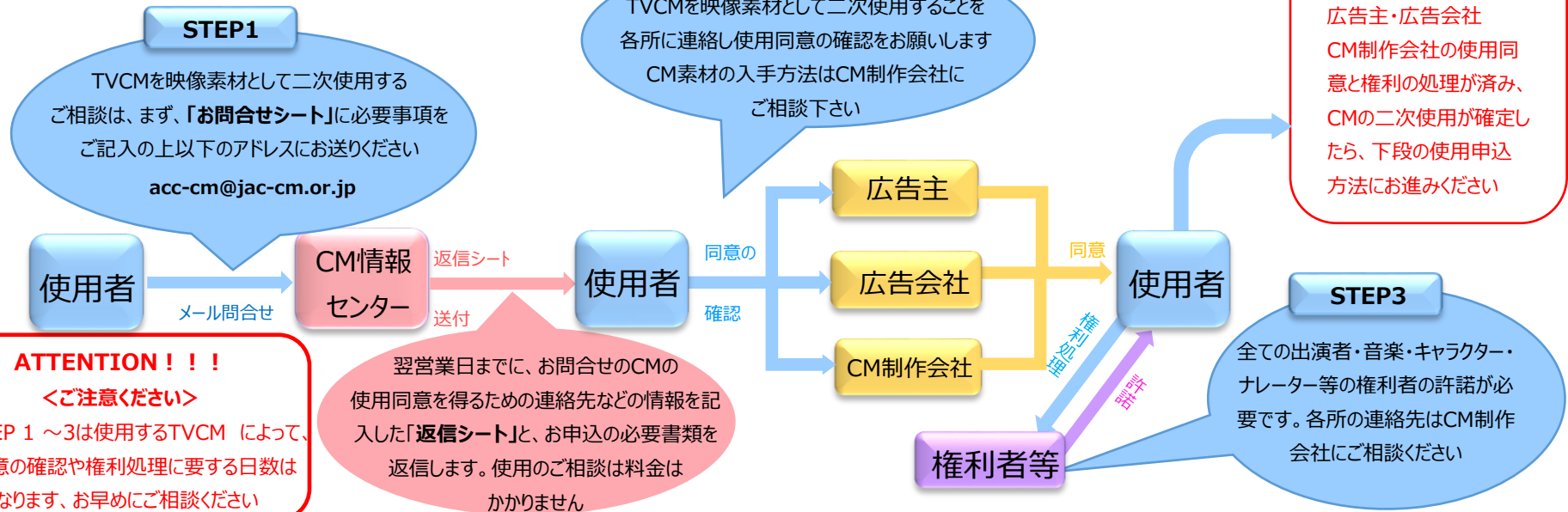


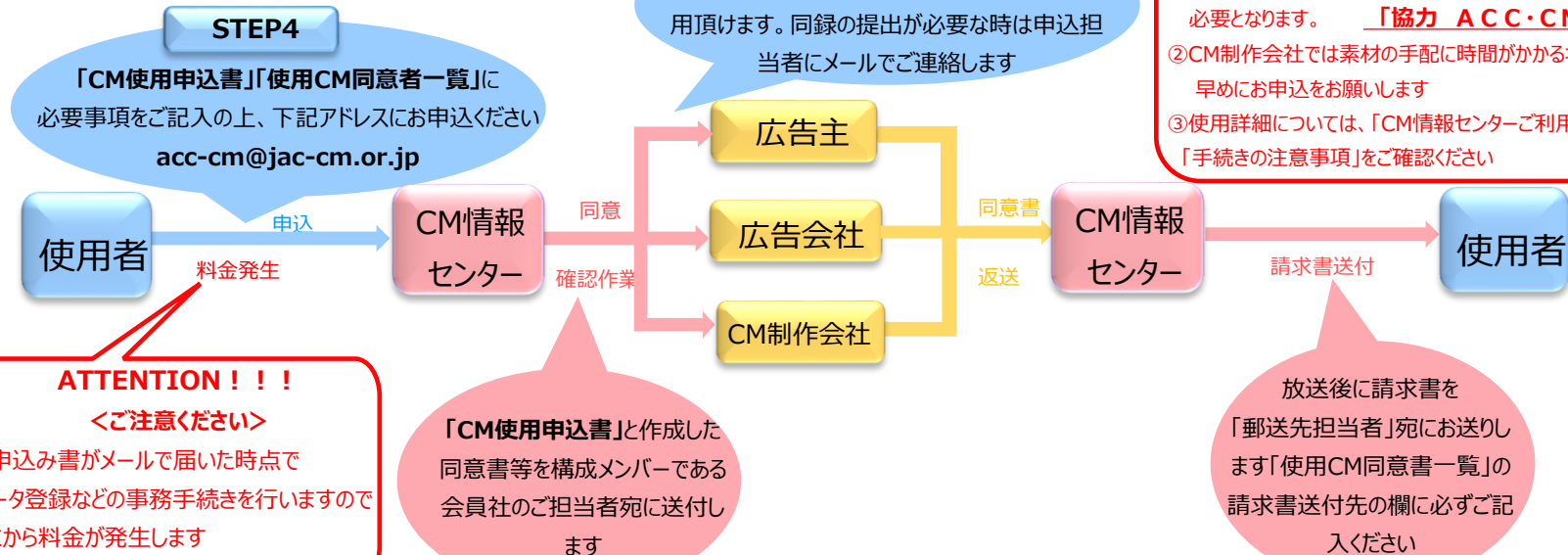
フロー①TVCMを二次使用する場合のご相談方法

別紙「手続きの注意事項」を確認の上、STEP1～3へお進みください



フロー②TVCMを二次使用する場合のお申込方法

別紙「手続きの注意事項」を確認の上、STEP1～3へお進みください



CM情報センターの利用の流れ

■ TVCMを映像素材として二次使用する場合のご相談方法 →フロー①をご覧ください

①TVCMを映像素材として使用の際のご相談は、まず、「**お問合せシート**」をダウンロードして必要事項をご記入の上以下のアドレスにお送りください。使用のご相談は料金はかかりません。（STEP 1）

acc-cm@jac-cm.or.jp

②「**お問合せシート**」受領後、翌営業日までに、お問合せのCMの同意をえるための連絡先など、データからお調べした情報を記入した「**返信シート**」を送付します。

※当センターのデータは、使用履歴から構築したものでありますので、お問合せ頂いたTVCMの連絡先情報がない場合もございます、ご了承ください。

※メール対応は月曜日から金曜日となります。（10時30分～17時30分 祝日除く）

③広告主・広告会社・CM制作会社への使用同意の確認、および出演者・ナレーター・音楽著作権等の権利の処理行い、使用が決定したら下記の手続きに従ってお申込みください。使用するTVCMによって、同意の確認や権利処理に要する日数は異なりますので、お早めにご相談ください。（STEP 2～3）

■ TVCMを映像素材として二次使用する場合のお申込み方法 →フロー②をご覧ください

①TVCMの使用について、広告主・広告会社・CM制作会社の同意と、各権利者からの使用許諾を得て、映像素材としてTVCMの使用が決まりました、「CM使用申込書」および「使用CM同意者一覧」に必要事項を記入の上メールにてacc-cm@jac-cm.or.jp までお申込みください。（STEP4）CM素材については、CM制作会社に直接ご相談下さい。

②「CM使用申込書」および「使用CM同意者一覧」をご送付頂いた時点で料金は発生します。特に、全ての出演者の権利処理は必ず終えてから書類をお送りください。

③頂いた書類を元にシステム登録および「同意書」などの書類を作成し、「使用CM同意者一覧」に記載された担当者のうち、構成メンバーである、広告主・広告会社・CM制作会社担当者に書類を送付し、署名の上ご返送頂くことで同意の確認作業を行います。

④二次使用の際は下記の通りのスーパー表記が必要となります。（書体の規定はありません）
使用申込遵守事項（8）に則りご使用ください。（STEP5）
「協力 ACC・CM情報センター」

⑤放送終了後に「使用CM同意者一覧」に記載された郵送先に請求書をお送りします。

⑥広告主・広告会社・CM制作会社から、CM使用確認のために番組の同録提出を求められる場合がありますので、ご承知おきください。

料 金 表

使用媒体		CM著作物 活用料	CM使用確認 事務手数料	合 計
テレビ	地上波／BS放送	11,000円	22,000円	33,000円
	※1東京大阪名古屋以外の放送局での使用 ※2BSデジタル放送・CS・CATV	5,500円	11,000円	16,500円
イベント等	イベント等の利用（2週間まで） ※2週間以上の場合はお問合せください	11,000円	22,000円	33,000円
映像関係	劇場映画等 ※DVD化や配信も含めて使用同意が必要	33,000円	22,000円	55,000円
パッケージメディア	DVD・Blu-ray等	11,000円	22,000円	33,000円
公共関係	公共団体・機関・学園祭等 ※入場無料有料の場合は要相談	公益的な観点 から無料	5,500円	5,500円
ラジオ	テレビCMの音声をAM・FM等で使用	5,500円	11,000円	16,500円
インターネット等	Webサイト・動画共有サービス 動画配信・インターネットテレビ等	11,000円	22,000円	33,000円

※1)※2) 経過措置として当面使用料金を半額としています

手続きの注意事項 ～ 必ずお読みください ～

- 注1) 音楽著作権、出演者の肖像権等、使用者が直接行すべき権利処理を必ず行って下さい。特に出演者については、契約上の問題もありますので、慎重にお願いいたします。お申込み頂いた時点で事務手数料が発生いたします。
- 注2) 使用TVCMの広告主と、提供広告主が抵触していないか確認してください。
- 注3) TVCMの素材は、必ずCM制作会社等へご相談下さい。在局およびインターネット上にある素材を使用することはできません。使用申込遵守事項にもありますが、入手したCM素材プリントは、使用后、直ちに処分してください。
- 注4) 使用方法は「全編使用」が決まります。止むを得ない場合は、事前に広告主・広告会社・CM制作会社の同意を必要とします。
- 注5) 「CM使用申込書」は広告主・広告会社・CM制作会社へ送付いたします。これをもとに使用内容が確認されますので、必要事項の記入漏れがないようにしてください。
- 注6) 申込後に使用日等の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- 注7) 申込後に放送が中止されたり、CM素材を使用しなかった場合、速やかにご連絡ください。CM著作物活用料は頂きませんが、事務手数料は発生致します。また、請求書の発行後、10日以上経過したものについては請求内容の変更はできかねますのでご承知おきください。
- 注8) ACCへお支払い頂く料金とは別に、CM素材の複製料等の実費がかかる場合がございますので、個別にCM制作会社など関係当事者にご確認ください。
- 注9) TVCMを使用している番組を再放送する場合も、出演者・音楽等の権利処理と、広告主・広告会社・CM制作会社各社の同意の確認の上、再度お申込みが必要です。その際も料金が発生します。

書類について

- CM使用申込書・・・Excel書類に必要事項を記入の上押印して**PDFデータ**にしてお送りください。
広告主が異なるCMを複数使用する場合は広告主ごとに書類を作成してください。

テレビ番組用とインターネット配信用の書類はホームページからダウンロードできますがイベント用、劇場映画等、DVDなどのパッケージメディアでの使用、ラジオでのTVCMの音素材の使用、公共関係での使用については別の書類となります、メールでご依頼ください。印刷媒体での使用はお取り扱い致しません。

- CM使用同意者一覧・・・必要事項を全てご記入の上、**Excelデータ**のままお送りください。
権利処理欄と、請求書宛と郵送先は必ずご記入ください。
お申込本数が多い場合は書類をコピーしてご使用ください。

ACC・CM情報センターとは

■ACCとは

「一般社団法人 ACC」は（All JAPAN CONFEDERATION of CREATIVITY）の略称です。広告主、広告会社、CM制作会社、放送局が加盟する、世界でも例を見ないCM関係者の団体です。「CMは"もう一つの番組"である」との責任と自覚のもとに、CM表現の質的向上を図り、視聴者のためのCMのあるべき姿を追求し、社会的・文化的貢献を目指しています。

■CMは著作権・肖像権等の固まりです

CMの文化的価値が評価されるのは、関係者にとって歓迎すべきことですが、CMは著作物であり、「映画の著作物」としての著作権があります。そしてCMには、映像著作権のみならず、CMの素材として使用されている音楽、出演者、キャラクター、ナレーター等、著作権・肖像権が複雑に混在しています。

■映像素材としてCMを使用するには

したがって映像素材としてTVCMを使用する場合には、広告主、広告会社、CM制作会社の映像著作権をはじめ、内包する諸権利（音楽、出演者、キャラクターなど）について、すべて許諾を得る必要があります。

■業務内容

ACCでは、構成メンバーである広告主、広告会社、CM制作会社や使用申込者にとってCMの使用が円滑に、かつ安心して行えるようにするために、「CM情報センター」を設置しました。しかしながらCM情報センターはCMの著作権者ではありません。またJASRACのように権利者から委託を受けて、著作権処理を委任されている立場でもありません。

広告主、広告会社、CM制作会社から使用同意を得るために情報提供や事務手続を行うサービス機関です。

■CM情報センターで扱えない権利

音楽著作権、出演者の肖像権、キャラクター、ナレーター等は、映像から独立した別個の権利ですので、当センターでは扱えません、使用者が必ず権利者へ連絡し処理してください。なお、これらに関して何らかの情報がある場合は、可能な範囲で提供いたします。

■CM情報センターの料金について

使用後に「CM著作物活用料」と「CM使用確認事務手数料」を請求致します。

※CM著作物活用料は、実際に使用された本数分を請求いたします。

※事務手数料は、申込み本数分を請求いたします。テレビ番組等の再放送の場合にも、「CM著作物活用料」及び「CM使用確認事務手数料」が発生いたします。

●テレビ地上波／BS放送での使用料金

「CM著作物活用料」……………11,000円

「CM使用確認事務手数料」………22,000円

※東京・大阪・名古屋以外の放送局での使用、およびBSデジタル・CS・CATVでの使用は経過措置として、当面、活用料・事務手数料共に半額とします。

※この他、CM素材の複製料等の実費が別途にかかりますので、個別に関係当事者（制作会社）と相談してお支払い下さい。

当センターにお支払いいただいたCM著作物活用料は、権利者の了解を得た上で、各権利者には配分せず、CMの文化的価値、社会的地位の向上並びにCM著作権に関する研究、調査、啓発、普及活動等の経費や、その他これらの目的を達成するために必要な事業経費として、ACC理事会の審議、決定を経て使用いたします。